

## 大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

### 第1 目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は大阪府とし、関係機関の協力を得て実施するものとする。

### 第3 対象患者

大阪府内（大阪市及び堺市除く）に住所を有する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条に規定する指定難病の患者及び大阪府特定疾患医療費援助事業実施要綱（平成27年2月24日付け健第3353号。以下「特定疾患実施要綱」という。）の対象疾患一覧表に掲げる疾患患者で、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

### 第4 実施方法

1 知事は、本事業を実施するにあたり適当な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）と委託契約書（様式1号）により、訪問看護を委託し、予算の定めるところにより必要な費用を交付するものとする。

2 前項の費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条等に規定する訪問看護療養費又は診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する在宅患者訪問看護・指導料を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（包括型訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき訪問看護時間が90分以上に限る）の訪問看護（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）について、次のとおりとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、(2)から(5)に係る該当区分のとおりとする。

(1) 医師による訪問看護指示料

1月に1回に限り3,000円

(2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額

1回につき8,450円

(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額

1 回につき7,950円

(4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額

1 回につき5,550円

(5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額

1 回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

なお、包括型訪問看護療養費については、除外する。

(1) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用

1 回につき2,500円

(2) 准看護師による訪問看護の費用

1 回につき2,000円

3 本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して年間260回、1週間につき5回を限度とする。なお、複数の訪問看護ステーションによる訪問看護を実施している場合は、その合計数を対象患者一人あたりの訪問回数とする。

また、年度途中で事業を開始した場合は、年度の実日数の日割計算により限度回数を算出するものとする。

ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、限度回数（前項ただし書きの特例措置として実施する場合を含む。）の範囲内で1週間につき5回を超えることができるものとする。

## 第5 申請及び承認

1 対象患者で本事業による訪問看護を受けようとする者は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式2号）に、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を添付し、知事に申請するものとする。

また、他の制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。）第7条に規定する医療受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、さらに当該疾患に係る大阪府難病の患者に対する医療等に関する法律施行要綱に規定する指定医の作成する診断書もしくは指定難病登録者証又は特定疾患実施要綱に定める臨

床調査個人票を添付するものとする。

- 2 前項の申請手続きは、訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめの上、知事に提出できるものとする。
- 3 知事は、第1項の申請について承認の可否を決定し、その結果を申請者及び訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

#### 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、申請書を受理した日から1年間を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

#### 第7 経費の請求及び支払

- 1 本事業のために訪問看護の指示を行った医療機関は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書(様式3号)により、また、訪問看護を行った訪問看護ステーション等医療機関は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書(様式4号)によりそれぞれ経費を知事に請求するものとする。
- 2 知事は前項の請求を受理したときは、その内容を点検し、速やかに支払うものとする。

#### 第8 報告等

- 1 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書を知事に提出するものとする。
- 2 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書(様式5号)を、翌月の10日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の報告書の写しを毎月、厚生労働省健康局難病対策課あてに送付するものとする。

#### 第9 その他

この事業の関係者は、患者等に与える精神的影響とその病状に及ぼす影響を考慮して、この事業により知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するものとする。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(適用関係)

2 平成27年5月31日以前に改正前の要綱に基づき提出された参加申請書、請求書及び実績報告書については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月11日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日より前の月の実績による経費の請求については、なお従前の様式によることができる。